

事業承継に係る助成金について

事業承継新事業活動支援助成金の概要

・県では、県内中小企業者が行う事業承継を契機とした体制整備や新たな取組を支援する県独自の助成制度を設けています。

・この助成制度は、中小企業者の事業承継を契機とした経営体制の整備や新たな取組に要する経費の一部を助成することで、事業承継や事業承継後の後継者による経営基盤の確立を促し、地域経済の基盤を担う小規模事業者・中小企業者の事業維持に資することを目的に実施されます。

・助成制度の利用に当たっては、別途行われる公募に申し込み、県の審査を受ける必要があります。

・事業承継計画等の作成については、各商工団体の支援が受けられますので、まず、最寄りの商工団体へご相談ください。

対象者

次の共通要件のいずれにも該当し、かつ、申請する事業類型に応じた個別要件のいずれにも該当する中小企業者の方が対象となります。

(1) 共通要件

ア. みなし大企業でないこと。

イ. **島根県税の滞納がないこと。**

ウ. 応募者又は法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力との関係を有しないものであること。

エ. 公序良俗に問題のある事業又は公益な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業でないこと。

オ. 助成事業が、国又は県の他の補助金等を活用する事業でないこと。

カ. 実施機関による支援体制が整っていること。

対象者

(2) 個別要件

1. 公募開始日から**10年後までの間に事業承継を行う予定**の者であること。

2. 公募開始日の**2年前から10年後まで**の間に事業承継を行った者又は行う予定の者であること。

3. **事業承継推進員**の確認を受けた事業承継計画を有すること。

4. 本事業応募の後に事業承継を行う予定の者にあつては、事業承継推進員の確認を受けた**事業承継計画**を有すること。

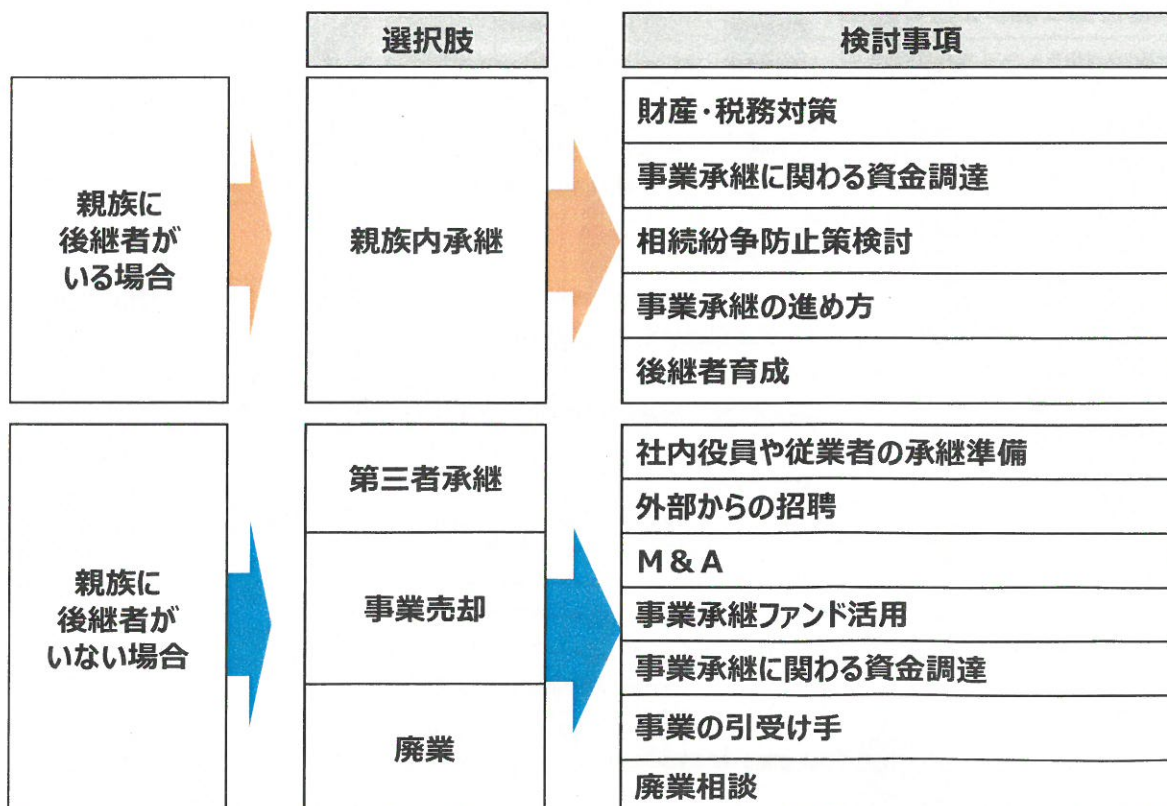
5. 承継元もしくは承継先が未定であること。

6. 第三者承継促進事業を申請する場合は、**島根県事業引継ぎ支援センター**で登録されている民間支援機関の支援を受けること。

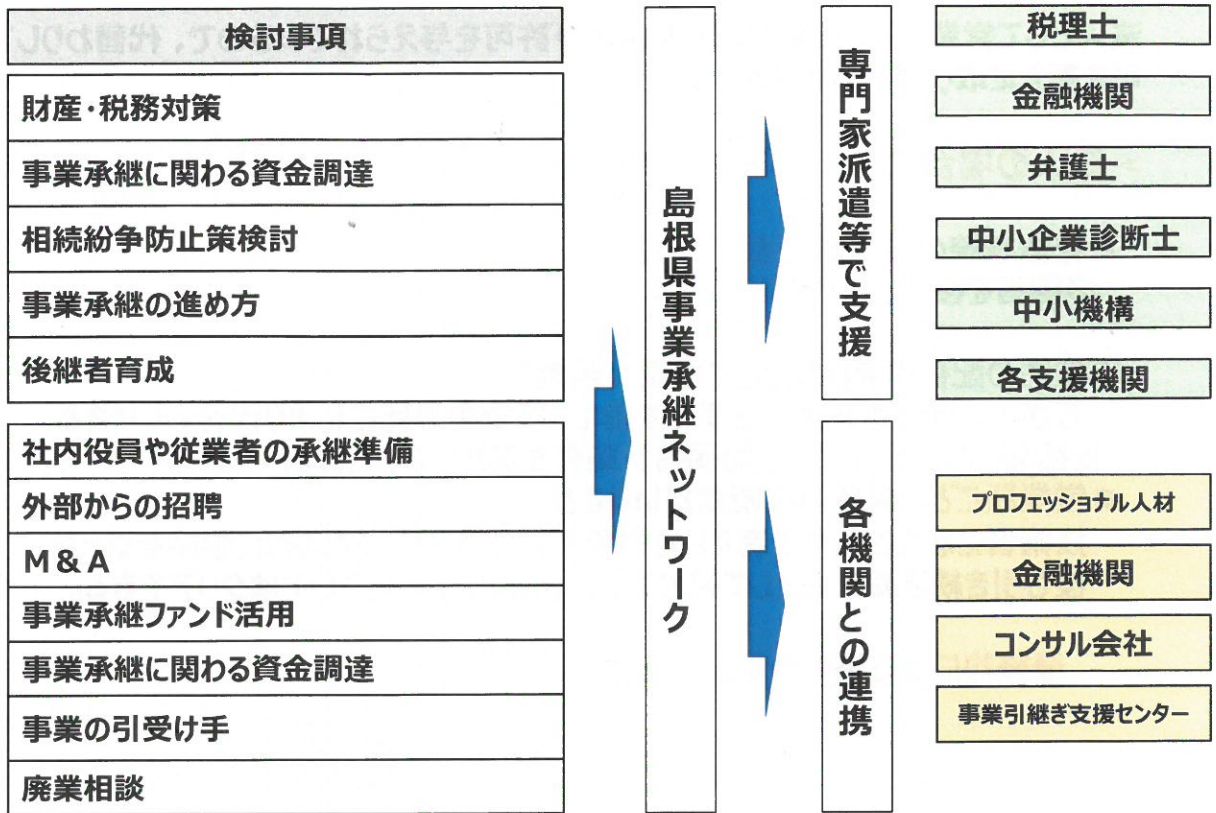
対象事業、対象経費、助成率、助成限度額

支援種	親族内承継支援枠		第三者承継支援枠		
対象者となる取組	10年後までに事業承継を行う予定の県内中小企業者で事業体制を整備する取組 ・後継(予定)者が決まっていること ・事業承継計画の策定が必要	2年前から10年後までの間に事業承継を行ったまたは行う予定の県内中小企業者で経営を革新する取組 ・後継(予定)者が決まっていること ・承継予定企業は事業承継計画の策定が必要	10年後までに事業承継を行う予定の県内中小企業者で相手先を確保する取組 ・承継先または承継元が未定であること ・事業承継計画の策定は不要	10年後までに事業承継を行う予定の県内中小企業者で事業体制を整備する取組 ・承継先または承継元が決まっていること ・事業承継計画の策定が必要	2年前から10年後までの間に事業承継を行ったまたは行う予定の県内中小企業者で経営を革新する取組 ・承継先または承継元が決まっている、もしくは承継実施済であること ・承継予定企業は事業承継計画の策定が必要
事業類型	体制整備型	経営革新型	マッチングエントリー型	体制整備型	経営革新型
事業区分	ア 事業承継計画策定・実施事業 承継手続、後継者育成、戦略策定経費、企業価値診断経費等 イ 新役員・新役員補完、収益力強化事業 開発経費、レイアウト変更経費等 ウ 販路開拓事業 新役員・新役員補完、収益力強化に伴う販路開拓経費 エ 人材育成事業 体制強化に向けた新制人材や専門人材の研修経費、募集経費等	ア 事業承継計画策定・実施事業 同左 イ 新役員・新役員補完、収益力強化事業 開発経費、レイアウト変更経費等 ウ 販路開拓事業 新役員・新役員補完、収益力強化に伴う販路開拓経費 エ 人材育成事業 同左	ア 事業承継計画策定・実施事業 同左 オ 第三者承継促進事業 農林業事業引継ぎ支援センターで登録されている仲介支援機関の支援を受ける取組で、M&A仲介料、マッチング手数料、借入金、交渉経費、企業価値診断経費等 ただし、仲介事業者への成功報酬経費は対象外	ア 事業承継計画策定・実施事業 同左 オ 第三者承継促進事業 同左	ア 事業承継計画策定・実施事業 同左 イ 新役員・新役員補完、収益力強化事業 同左 ウ 販路開拓事業 同左 エ 人材育成事業 同左 オ 第三者承継促進事業 同左
補助率	1/2	1/2 経営革新計画の法承認を受けた場合2/3	1/2	1/2	1/2 経営革新計画の法承認を受けた場合2/3
助成額	上限：100万円～200万円 (1事業区分ごとに上限100万円)	上限：100万円～300万円 (1事業区分ごとに上限100万円) 経営革新計画の承認を受けた場合、事業区分イ・ウまたはエのいずれか一つの上限額を100万円引き上げ(最大400万円)	上限：200万円～400万円 (1事業区分ごとに上限200万円)	上限：200万円～400万円 (1事業区分ごとに上限200万円) 経営革新計画の承認を受けた場合、事業区分イ・ウまたはエのいずれか一つの上限額を100万円引き上げ(最大500万円)	上限：200万円～400万円 (1事業区分ごとに上限200万円) 経営革新計画の承認を受けた場合、事業区分イ・ウまたはエのいずれか一つの上限額を100万円引き上げ(最大500万円)
実施機関	・各類型において、それぞれ異なる年度での申請が可能。ただし、事業類型、事業区分の重複活用は不可 ただし、事業類型、事業区分の重複活用は不可 ・各類型において、それぞれ異なる年度での申請が可能。ただし、事業類型、事業区分の重複活用は不可 ・事業区分「第三者承継促進事業」を含む申請は、農林業事業引継ぎ支援センターで登録されている仲介支援機関の支援と第三者承継見込み報告書が必要				
実施機関	各農工会議所、各農工会、(公)財しほね産業振興財団、中小企業団体中央会				

事業承継問題の出口戦略について



事業承継問題の出口戦略について



国による事業承継支援の概要図

